

# 群馬県立県民健康科学大学運営会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学に置く群馬県立県民健康科学大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 大学運営会議は、次の構成員によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 附属図書館長
- (5) 地域連携・キャリア開発センター長
- (6) 学部ごとに選出される教授 各2人
- (7) 研究科ごとに選出される教授 各1人
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が指名する者

(所掌事項)

第3条 大学運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 規程の制定又は改廃に関する事項（教育研究審議会の審議事項を除く。）
- (2) 本学の予算に関する事項
- (3) 本学の教育課程の編成に関する事項
- (4) 学部、研究科その他の機関の連絡調整に関する事項
- (5) その他本学の運営全般に関する事項

(会議)

第4条 会議は、学長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、大学運営会議でその職務を代理する者に指定された者が議長となる。

3 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決の方法)

第5条 大学運営会議の議事は、他に特別の規定がない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、大学運営会議構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第14条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について審議し、又は権限を行おうとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な進行に著しい支障が生じると認められるものと大学運営会議が決定した場合

2 議長は、前項ただし書の規定により、会議を公開しないときは、その理由を明らかにしなければならない。

(事務)

第8条 大学運営会議の事務は、事務局総務会計係で処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学運営会議の議事の手続その他運営上の必要事項は、大学運営会議の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。